

# 第194回 大阪市入札等監視委員会

1 開催日時 令和4年12月19日（月）13時30分から

2 開催場所 大阪市契約管財局会議室

3 議題（審議案件）

令和4年7月～令和4年9月分の契約状況について

## 【審議案件】

令和4年度移転補償に係る物件調査等業務委託（1）外1件

4 その他

## （ 資 料 ）

（1）議題1 令和4年7月～令和4年9月分の契約状況について

審議案件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【参考資料】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別冊1

（2）議題2 指定管理者制度について ・・・・・・・・・・・・

別冊2

（3）報告1 契約事務審査会の審査状況について（令和3年度）外2件 ・・

別冊3

（4）報告2 第189回入札等監視委員会における指摘事項に対する報告について ・・

別冊4

（5）報告3 入札契約制度改正等について ・・・・・・・・

別冊4

（6）報告4 大阪市入札契約事務コンプライアンス推進方針の取組み状況について ・・

別冊4

（7）報告5 予定価格算出時における調整率の廃止について ・・・・

別冊5

（8）令和4年7月～令和4年9月分競争入札参加停止措置及び資格制限運用状況

総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・

別冊4

（9）令和4年7月～令和4年9月分談合情報等対応状況一覧表 ・・・・

別冊4



## 【コンサル】

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 契 約 の 方 法                         | 事後審査型制限付一般競争入札                         |
| 発 注 局                             | 契約管財局                                  |
| 事 業 主 管 局                         | 契約管財局                                  |
| 案 件 名 称                           | 令和4年度移転補償に係る物件調査等業務委託<br>(1)外1件        |
| 事 業 概 要                           | 別紙① 事業概要のとおり                           |
| 入札参加資格及び<br>当該資格の設定理由             | 別紙② 入札参加資格のとおり                         |
| 公 告 日                             | 令和4年7月11日                              |
| 開 札 日                             | 令和4年8月3日                               |
| 予定価格(税抜き)                         | 9,000,000円                             |
| 最低制限価格(税抜き)又は<br>低入札価格調査基準価格(税抜き) | 7,109,000円                             |
| 落札金額(税抜き)<br>及 び 落 札 率            | 9,000,000円(落札率 100%)                   |
| 契約金額(税込み)                         | 9,900,000円<br>(9,000,000円+消費税900,000円) |
| 契 約 相 手 方                         | 株式会社西播設計                               |
| 契 約 日                             | 令和4年8月18日                              |
| 入 札 参 加 者 数                       | 1者                                     |
| 入札経過及び入札結果                        | 別紙③ 入札経過調書のとおり                         |
| 備 考                               |  |



## 案件概要

## 1. 事業概要

建設局の街路事業「大阪都市計画道路事業淀川北岸線（菅原）」において、大阪市東淀川区東淡路1丁目から菅原1丁目及び2丁目地内に位置する幅員22m、整備区間1,190mの都市計画道路の整備事業を実施している。（別冊①（位置図）参照）

## 2. 案件名称

令和4年度移転補償に係る物件調査等業務委託（1）

## 3. 業務概要

本業務は、前述の道路整備に伴う用地取得を行うため、当該地の買収予定地上にある移転等が必要となる建物等に係る物件移転補償金を査定するための物件再調査・再算定業務、照応建物設計、機械設備の設計を行うものである。

## 4. 業務内容

＜調査対象物件＞（別冊①（対象物件概要）参照）

非木造建物（ポンプ室・電気室）1棟、非木造建物（便所）1棟、機械工作物、附帯工作物 他

（1）要移転建物等及び工作物の再調査

調査対象物件（上記参照）の再調査

（2）移転補償金の再算定

移転補償金にかかる再算定

（3）残地移転要件の該当性の検討

残地に従前の物件等の機能回復を行うための検討

（4）照応建物設計

残地内に従前建物の機能回復を目的とした建物計画案の作成

（5）機械設備の設計業務

従前施設の取送水の機能回復を目的とした機械設備の計画案の作成

（6）機械設備の見積

専門業者からの見積徴収

（7）動産調査

運搬費用を補償するための動産の物量の測定調査、調査表の作成

（8）成果品の検証及び照査

業務責任者による提出前の成果品の検証、照査技術者による成果品の点検

令和4年度移転補償に係る物件調査等業務委託（1）

5. 履行期間

令和4年8月18日～令和5年1月31日

# 令和4年度移転補償に係る物件調査等業務委託（2）

## 案件概要

### 1. 事業概要

建設局の街路事業「大阪都市計画道路事業新庄長柄線（菅原）」において、大阪市東淀川区菅原3丁目から東淡路1丁目地内に位置する幅員23mから40m、整備区間540m及び215m（長柄東）の都市計画道路の整備事業を実施している。（別冊①（位置図）参照）

### 2. 案件名称

令和4年度移転補償に係る物件調査等業務委託（2）

### 3. 業務概要

本業務は、前述の道路整備に伴う用地取得を行うため、当該地の買収予定地上にある移転等が必要となる建物等に係る物件移転補償金を査定するための物件調査・算定業務、動産調査を行うものである。

### 4. 業務内容

＜調査対象物件＞（別冊①（対象物件概要）参照）

非木造建物（駐車場・遊技場）1棟、非木造建物（機械室）1棟、木造建物（特殊景品交換所）1棟、非木造建物（倉庫）1棟、機械工作物、附帯工作物 他

#### （1）要移転建物等及び工作物の調査

調査対象物件（上記参照）の調査

#### （2）移転補償金の算定

建物・工作物等移転補償金にかかる算定

#### （3）残地移転要件の該当性の検討

残地に従前の物件等の機能回復を行うための検討

#### （4）機械設備の見積

専門業者からの見積徴収

#### （5）動産調査

運搬費用を補償するための動産の物量の測定調査、調査表の作成

#### （6）成果品の検証及び照査

業務責任者による提出前の成果品の検証、照査技術者による成果品の点検

### 5. 履行期間

令和4年9月2日～令和5年1月31日



## 入札参加資格

- 1 令和2・3・4年度大阪市入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に、  
**「600：補償コンサルタント」**で登録されていること
- 2 当該案件の入札書提出日から開札日まで有効な電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13条第1項第1号の電子証明書(以下「ICカード」という。)を取得し、大阪市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用するための本市の電子業者登録(ICカードの登録)を完了している者であること。なお、事業協同組合等(以下「組合」という。)については代表者が組合としてのICカードを取得し、電子入札システムを利用するための本市の電子業者登録を完了している者であること
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- 4 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- 5 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- 6 関係会社の参加制限
 

当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない

  - (1) 資本関係
 

以下のいずれかに該当する2者の場合。

    - ① 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
    - ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係
 

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

    - ① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執

行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3)以下のいずれかに該当する2者の場合

① 組合とその組合員

② 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合

③ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店(営業所を含む)の所在地が、同一場所である場合

④ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

⑤ 一方の会社等の大坂市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(4)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

7 入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当しないこと

(1) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている

(2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている

8 その他要件

・補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)に基づく「**物件部門**」及び「**機械工作物部門**」の登録を受けていること。

・平成24年度以降において、官公庁発注による**物件補償**業務を、元請として契約及び履行した実績(履行中のものは除く。)を有していること。

・次のすべての条件を満たす「業務責任者」を配置できること。

(1) 直接雇用関係を有していること

(2) (一社)日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士(登録部門:

「機械工作物※」) の資格を有していること

※令和4年度移転補償に係る物件調査等業務委託(2)は「物件」を設定

- ・次のすべての条件を満たす「担当技術者」を配置できること。
  - (1) 直接雇用関係を有していること
  - (2) 建築士法第5条の規定に基づく一級建築士の資格を有していること

#### (設定理由)

本業務はいずれも物件調査等に伴い建物等移転補償金を算定するために、専門的知識を有する技術者が雇用されている業者である「600：補償コンサルタント」に委託するものである。

委託内容を適正に遂行するにあたっては、建物・工作物等の調査・移転補償金を算定するために、「物件部門」の登録が、また、機械設備等の調査・移転補償金を算定するために、「機械工作物部門」の登録がある補償コンサルタントに限定している。

実績要件については、業務委託の履行の担保性が確認できるようを行っている。

技術者等の配置要件については、令和4年度移転補償に係る物件調査等業務委託(1)においては機械設備の調査・算定が主たる業務委託となることから、「機械工作物」の資格を有する補償業務管理士を、また、令和4年度移転補償に係る物件調査等業務委託(2)においては建物・工作物の調査・算定が主たる業務委託となることから、「物件」の資格を有する補償業務管理士を配置することを設定している。

なお、一級建築士については、補償における建物の認定や検討において、建物の規模、構造に応じた建築基準法上必要な資格を有する担当技術者として、また、担当技術者の業務は主たる業務内容にあたり補償内容にも密接に関係するため、いずれにも直接雇用関係を有した一級建築士の配置を求めている。



## 入札経過調書

## 入札経過調書

